

|                                |                                                                                                                                                           |  |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <div> <div>名古屋市公報</div> </div> | <div> <div>令和 6年 1月31日</div> <div>第238号</div> </div>                                                                                                      |  |
|                                | <div> <div> <div>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</div> <div>発行所 名古屋市役所</div> <div>電話 [052] 972-2246</div> <div>編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長</div> <div>発行人</div> </div> </div> |  |

| 目                                                                        | 次                   | ページ |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----|
| <b>規 則</b>                                                               |                     |     |
| ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則                                 | (環境・総務課) (第 2号)     | 4   |
| ○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則                                                  | (消防・総務課) (第 3号)     | 5   |
| <b>告 示</b>                                                               |                     |     |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について                                           | (環境・地域環境対策課) (第14号) | 7   |
| ○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について                                                    | (住都・住宅管理課) (第15号)   | 8   |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定   | (健福・保護課) (第16号)     | 14  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 | (健福・保護課) (第17号)     | 15  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 | (健福・保護課) (第18号)     | 21  |
| ○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定について                                                   | (緑土・道路建設課) (第19号)   | 23  |
| ○ 道路の位置の指定を受けた道路の廃止の指定                                                   | (住都・建築指導課) (第20号)   | 25  |
| ○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について                                                   | (緑土・都市農業課) (第21号)   | 26  |
| ○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の解除                                       | (財政・税制課) (第22号)     | 27  |
| ○ 指定納付受託者の指定                                                             | (財政・資金課) (第23号)     | 28  |
| <b>公 告</b>                                                               |                     |     |
| ○ 土地改良区の役員の就退任の公告                                                        | (緑土・都市農業課)          | 29  |
| ○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告                                              | (上下水・営業課)           | 30  |
| ○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告                                              | (上下水・営業課)           | 31  |

|                                 |            |    |
|---------------------------------|------------|----|
| ○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告       |            | 32 |
|                                 | (上下水・営業課)  |    |
| ○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告       |            | 33 |
|                                 | (上下水・営業課)  |    |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 |            | 34 |
|                                 | (経済・地域商業課) |    |
| ○ 大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告        |            | 36 |
|                                 | (経済・地域商業課) |    |
| <hr/>                           |            |    |
| ○ 職員の懲戒処分                       | 報          | 40 |
|                                 | (消防・総務課)   |    |
| <hr/>                           |            |    |

## 規 則 の あ ら ま し

### ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第 2号）

#### 1 改正内容

エネルギーの使用の合理化等に関する法律からエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律への法改正に合わせて、エネルギー種別を拡大し、規定を整備します。

#### 2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

### ○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則（第 3号）

#### 1 改正内容

組織の最小単位の拡大をはじめとする制度改正に伴い、規定の整理を行います。（第 5条、第 6条、第 7条、第10条、第11条及び附則関係）

#### 2 関係規則の整理

組織の最小単位の拡大をはじめとする制度改正に伴い、消防吏員の階級等に関する規則（昭和38年名古屋市規則第83号）の規定の整理を行います。

#### 3 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

## 名古屋市規則第 2 号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の  
一部を改正する規則

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第83条中「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に、「他人から供給された」を「使用した」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改める。

## 附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

### 名古屋市規則第 3号

#### 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則

名古屋市消防局組織規則（昭和38年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 5条を次のように改める。

#### 第 5条 削除

第 6条第 1項中「係に係長」を「別に定めるところにより課に課長補佐、特別消防隊及び消防航空隊に隊長補佐、救急救命研修所に所長補佐」に改め、同条第 3項中「参事」を「担当部長」に、「主幹」を「担当課長」に改め、「別に定めるところにより課又は救急救命研修所に主査を」を削り、同条第 4項中「局付参事、局付主幹又は局付主査」を「局付担当部長、局付担当課長又は局付課長補佐」に改める。

第 7条第 1項中「及び係長」を「、課長補佐、隊長補佐及び所長補佐」に改める。

第10条中「参事」を「担当部長」に改める。

第11条第 1項中「主幹」を「担当課長」に改め、同条第 2項中「主幹及び主査」を「担当課長」に改める。

附則第 2項（見出しを含む。）中「局付理事」を「局付担当局長」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 消防吏員の階級等に関する規則（昭和38年名古屋市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「係長」を「課長補佐」に改める。

## 名古屋市告示第14号

### 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 1月22日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 指定する区域

名古屋市東区白壁二丁目3201番の一部

#### 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

## 名古屋市告示第15号

### 市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 6年 1月22日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 第 1 一般世帯向け区分

##### 1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。



- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

## 2 申込み用紙の交付

### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

### (2) 日時

#### ア 各区役所及び各区役所支所

令和6年1月29日（月）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。

#### イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和6年1月29日（月）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。

#### ウ 住まいの窓口

令和6年1月29日（月）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第2・第4水曜日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後7時00分まで。

## 3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 6年 2月 6日（火）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下 3階  
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階  
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先  
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 6年 2月 6日（火）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 6年 2月 7日（水）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 6年 2月 7日（水）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 130戸

事故住宅 3戸

## 第 2 多家族・多子世帯向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅        5戸

事故住宅        1戸

## 第 3 単身者向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）

第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者

(9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの

(10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者

(12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者

イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの

(13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

(14) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする者

## 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 3 申込みの受付

#### (1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 6年 2月 6日（火）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

#### (2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### (3) 日時

##### ア 公募初日

令和 6年 2月 6日（火）午前10時00分から午後 5時00分まで

##### イ 公募 2日目以降

##### (7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 6年 2月 7日（水）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

##### (i) 住まいの窓口

令和 6年 2月 7日（水）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

### 4 公募予定戸数

#### (1) 公営住宅

空家住宅 30戸

事故住宅 3戸

#### (2) 改良住宅

空家住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第16号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 1月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地              | 指定年月日           |
|-----------|--------------------|-----------------|
| よつば薬局     | 名古屋市中川区打中一丁目 176番地 | 令和 5年<br>12月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第17号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 1月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

|           |   |                    |
|-----------|---|--------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社あいSMILE        |
| 介護事業者の所在地 | 旧 | 名古屋市瑞穂区弥富通 1丁目 6番地 |
|           | 新 | 名古屋市千種区今池五丁目29番20号 |
| 介護事業所の名称  |   | ケアサポートIRODORI      |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市瑞穂区弥富通 1丁目 6番地 |
|           | 新 | 名古屋市千種区今池五丁目29番20号 |
| 変更年月日     |   | 令和 5年10月 1日        |

|          |   |                   |
|----------|---|-------------------|
| 介護事業者の名称 | 旧 | 株式会社ケアアシスト        |
|          | 新 | 株式会社T. A. E       |
| 介護事業者の所在 | 旧 | 名古屋市熱田区四番二丁目1810番 |

|           |   |                    |
|-----------|---|--------------------|
| 地         | 新 | 名古屋市熱田区二番二丁目2009番地 |
| 介護事業所の名称  |   | ホーシン訪問介護           |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市熱田区四番二丁目18番15号 |
| 地         | 新 | 名古屋市熱田区二番二丁目20番10号 |
| 変更年月日     |   | 令和 5年12月 1日        |

|           |   |                   |
|-----------|---|-------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 合同会社真誠            |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市港区木場町 8番地の55  |
| 介護事業所の名称  |   | 訪問介護ハート&スマイル      |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市南区観音町 5丁目25番地 |
| 地         | 新 | 名古屋市南区戸部町 4丁目11番地 |
| 変更年月日     |   | 令和 5年 8月 8日       |

|           |   |                      |
|-----------|---|----------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 特定非営利活動法人トレジャーシップ    |
| 介護事業者の所在地 | 旧 | 名古屋市守山区下志段味池田 758番地  |
| 地         | 新 | 名古屋市守山区下志段味三丁目2110番地 |
| 介護事業所の名称  |   | S u n S u n 9℃       |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市守山区下志段味池田 758番地  |
| 地         | 新 | 名古屋市守山区下志段味三丁目2110番地 |
| 変更年月日     |   | 令和 4年11月26日          |

|           |   |                      |
|-----------|---|----------------------|
| 介護事業者の名称  |   | LAGOM合同会社            |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市名東区植園町 1丁目25番地   |
| 介護事業所の名称  |   | LAGOM西山ヘルパーステーション    |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市名東区亀の井三丁目68番地の 1 |
| 地         | 新 | 名古屋市名東区よもぎ台一丁目 203番地 |
| 変更年月日     |   | 令和 5年 7月10日          |

|          |  |          |
|----------|--|----------|
| 介護事業者の名称 |  | 株式会社浚洗工業 |
|----------|--|----------|



|           |   |                       |
|-----------|---|-----------------------|
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市名東区高柳町 219 番地     |
| 介護事業所の名称  | 旧 | 快適ライフ名東訪問介護事業所        |
|           | 新 | メディカルケア名東訪問介護事業所      |
| 介護事業者の所在地 | 旧 | 名古屋市名東区大針三丁目 139番地の 1 |
|           | 新 | 名古屋市名東区大針三丁目 140番地の 1 |
| 変 更 年 月 日 |   | 令和 5年 5月 1日           |

## 2 訪問看護及び介護予防訪問看護

|           |   |                    |
|-----------|---|--------------------|
| 介護事業者の名称  | 旧 | 株式会社ケアアシスト         |
|           | 新 | 株式会社 T. A. E       |
| 介護事業者の所在地 | 旧 | 名古屋市熱田区四番二丁目1810番  |
|           | 新 | 名古屋市熱田区二番二丁目2009番地 |
| 介護事業所の名称  |   | ホーシン訪問看護           |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市熱田区四番二丁目18番15号 |
|           | 新 | 名古屋市熱田区二番二丁目20番10号 |
| 変 更 年 月 日 |   | 令和 5年12月 1日        |

|           |   |                        |
|-----------|---|------------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 社会福祉法人地域福祉コミュニティほほえみ   |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市天白区平針南二丁目1002番地の 1 |
| 介護事業所の名称  |   | 訪問看護ほほえみ               |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市天白区平針南二丁目1002番地の 1 |
|           | 新 | 名古屋市天白区向が丘四丁目 922番地    |
| 変 更 年 月 日 |   | 令和 5年 6月 1日            |

## 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

|           |   |                       |
|-----------|---|-----------------------|
| 介護事業所の名称  |   | スギ薬局有松店               |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の45 |
|           | 新 | 名古屋市緑区東陵 901番地        |
| 変 更 年 月 日 |   | 令和 5年10月14日           |

#### 4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

|           |   |                    |
|-----------|---|--------------------|
| 介護事業者の名称  |   | SOMPOケア株式会社        |
| 介護事業者の所在地 |   | 東京都品川区東品川四丁目12番 8号 |
| 介護事業所の名称  |   | SOMPOケア中部福祉用具      |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市中区栄二丁目 3番 6号   |
|           | 新 | 名古屋市北区志賀南通 1丁目20番地 |
| 変更年月日     |   | 令和 5年12月 1日        |

#### 5 居宅介護支援事業

|           |   |                     |
|-----------|---|---------------------|
| 介護事業者の名称  |   | SOMPOケア株式会社         |
| 介護事業者の所在地 |   | 東京都品川区東品川四丁目12番 8号  |
| 介護事業所の名称  |   | SOMPOケア名古屋第 2居宅介護支援 |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市中区栄二丁目 3番 6号    |
|           | 新 | 名古屋市北区志賀南通 1丁目20番地  |
| 変更年月日     |   | 令和 5年12月 1日         |

|           |   |                    |
|-----------|---|--------------------|
| 介護事業者の名称  |   | ファインケア株式会社         |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市熱田区一番二丁目25番 5号 |
| 介護事業所の名称  | 旧 | ケアプランささゆり          |
|           | 新 | ケアプランささゆり熱田        |
| 介護事業者の所在地 | 旧 | 名古屋市熱田区一番二丁目25番 5号 |
|           | 新 | 名古屋市熱田区一番二丁目43番 1号 |
| 変更年月日     |   | 令和 6年 1月 1日        |

|           |   |                     |
|-----------|---|---------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社ジェイサポート         |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市名東区陸前町1807番地    |
| 介護事業所の名称  |   | ケアプランライブラー          |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市名東区大針二丁目 221番地  |
|           | 新 | 名古屋市名東区勢子坊一丁目 301番地 |

|           |             |
|-----------|-------------|
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年10月23日 |
|-----------|-------------|

## 6 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

|                   |                    |                    |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| 介 護 事 業 者 の 名 称   | S O M P O ケア株式会社   |                    |
| 介 護 事 業 者 の 所 在 地 | 東京都品川区東品川四丁目12番 8号 |                    |
| 介 護 事 業 所 の 名 称   | S O M P O ケア中部福祉用具 |                    |
| 介 護 事 業 所 の 所 在 地 | 旧                  | 名古屋市中区栄二丁目 3番 6号   |
|                   | 新                  | 名古屋市北区志賀南通 1丁目20番地 |
| 変 更 年 月 日         | 令和 5年12月 1日        |                    |

## 7 予防専門型訪問サービス

|                   |                      |                    |
|-------------------|----------------------|--------------------|
| 介 護 事 業 者 の 名 称   | 株式会社あいS M I L E      |                    |
| 介 護 事 業 者 の 所 在 地 | 旧                    | 名古屋市瑞穂区弥富通 1丁目 6番地 |
|                   | 新                    | 名古屋市千種区今池五丁目29番20号 |
| 介 護 事 業 所 の 名 称   | ケアサポート I R O D O R I |                    |
| 介 護 事 業 所 の 所 在 地 | 旧                    | 名古屋市瑞穂区弥富通 1丁目 6番地 |
|                   | 新                    | 名古屋市千種区今池五丁目29番20号 |
| 変 更 年 月 日         | 令和 5年10月 1日          |                    |

|                   |                  |                   |
|-------------------|------------------|-------------------|
| 介 護 事 業 者 の 名 称   | 合同会社真誠           |                   |
| 介 護 事 業 者 の 所 在 地 | 名古屋市港区木場町 8番地の55 |                   |
| 介 護 事 業 所 の 名 称   | 訪問介護ハート&スマイル     |                   |
| 介 護 事 業 所 の 所 在 地 | 旧                | 名古屋市南区観音町 5丁目25番地 |
|                   | 新                | 名古屋市南区戸部町 4丁目11番地 |
| 変 更 年 月 日         | 令和 5年 8月 8日      |                   |

|                   |                        |  |
|-------------------|------------------------|--|
| 介 護 事 業 者 の 名 称   | L A G O M 合同会社         |  |
| 介 護 事 業 者 の 所 在 地 | 名古屋市名東区植園町 1丁目25番地     |  |
| 介 護 事 業 所 の 名 称   | L A G O M 西山ヘルパーステーション |  |

|           |             |                      |
|-----------|-------------|----------------------|
| 介護事業所の所在地 | 旧           | 名古屋市名東区亀の井三丁目68番地の 1 |
|           | 新           | 名古屋市名東区よもぎ台一丁目 203番地 |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 7月10日 |                      |

|           |             |                       |
|-----------|-------------|-----------------------|
| 介護事業者の名称  |             | 株式会社浚洗工業              |
| 介護事業者の所在地 |             | 名古屋市名東区高柳町 219 番地     |
| 介護事業所の名称  | 旧           | 快適ライフ名東訪問介護事業所        |
|           | 新           | メディカルケア名東訪問介護事業所      |
| 介護事業者の所在地 | 旧           | 名古屋市名東区大針三丁目 139番地の 1 |
|           | 新           | 名古屋市名東区大針三丁目 140番地の 1 |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 5月 1日 |                       |

#### 8 生活支援型訪問サービス

|           |             |                      |
|-----------|-------------|----------------------|
| 介護事業者の名称  |             | LAGOM合同会社            |
| 介護事業者の所在地 |             | 名古屋市名東区植園町 1丁目25番地   |
| 介護事業所の名称  |             | LAGOM西山ヘルパーステーション    |
| 介護事業所の所在地 | 旧           | 名古屋市名東区亀の井三丁目68番地の 1 |
|           | 新           | 名古屋市名東区よもぎ台一丁目 203番地 |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 7月10日 |                      |

|           |             |                       |
|-----------|-------------|-----------------------|
| 介護事業者の名称  |             | 株式会社浚洗工業              |
| 介護事業者の所在地 |             | 名古屋市名東区高柳町 219 番地     |
| 介護事業所の名称  | 旧           | 快適ライフ名東訪問介護事業所        |
|           | 新           | メディカルケア名東訪問介護事業所      |
| 介護事業者の所在地 | 旧           | 名古屋市名東区大針三丁目 139番地の 1 |
|           | 新           | 名古屋市名東区大針三丁目 140番地の 1 |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 5月 1日 |                       |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第18号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同  
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成  
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の  
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護  
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 1月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

| 介 護 機 関 名  | 所 在 地                    | 廃止年月<br>日       |
|------------|--------------------------|-----------------|
| はじかの外科整形外科 | 名古屋市中村区香取町 1丁目24番地       | 令和 5年<br>12月28日 |
| 桜井医院       | 名古屋市名東区猪子石原三丁目2601<br>番地 | 令和 5年<br>12月25日 |

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

| 介 護 機 関 名  | 所 在 地              | 廃止年月<br>日 |
|------------|--------------------|-----------|
| はじかの外科整形外科 | 名古屋市中村区香取町 1丁目24番地 | 令和 5年     |

|      |                      |                 |
|------|----------------------|-----------------|
|      |                      | 12月28日          |
| 桜井医院 | 名古屋市名東区猪子石原三丁目2601番地 | 令和 5年<br>12月25日 |

### 3 居宅療養介護指導及び介護予防居宅療養介護指導

| 介 護 機 関 名  | 所 在 地                | 廃止年月<br>日       |
|------------|----------------------|-----------------|
| アリス調剤薬局    | 名古屋市北区三軒町16番地の 5     | 令和 6年<br>1月 1日  |
| はじかの外科整形外科 | 名古屋市中村区香取町 1丁目24番地   | 令和 5年<br>12月28日 |
| 関山堂薬局      | 名古屋市港区稲永四丁目11番19号    | 令和 5年<br>10月10日 |
| 桜井医院       | 名古屋市名東区猪子石原三丁目2601番地 | 令和 5年<br>12月25日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第19号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定します。

令和6年1月24日

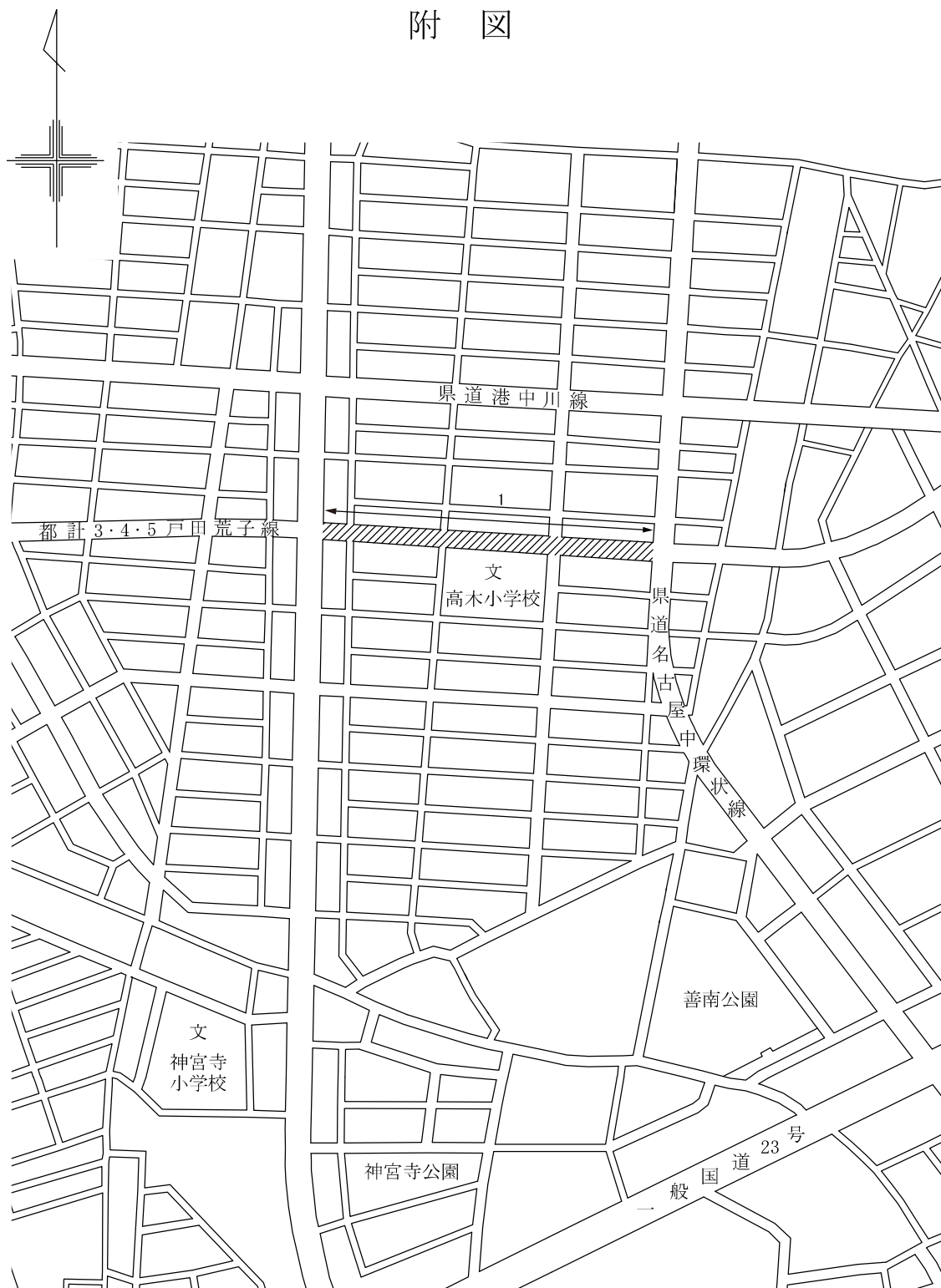
名古屋市長 河村 たかし

電線共同溝を整備すべき道路

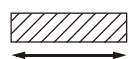
| 整理<br>番号 | 道路の種類及び路線名 | 区 間                                          | 摘要 |
|----------|------------|----------------------------------------------|----|
| 1        | 惟信東西第6号線   | 名古屋市港区甚兵衛通2丁目26番3地先から<br>名古屋市港区油屋町3丁目5番1地先まで | 附図 |

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

# 附 図



## 凡 例



電線共同溝を整備すべき道路



名古屋市告示第20号

道路の位置の指定を受けた道路の廃止の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定により道路の位置の指定を受けた道路について廃止の指定をしました。

令和 6年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 廃止の指定をした道路の位置  
名古屋市昭和区南山町13番 8
- 2 廃止の指定をした道路の指定年月日及び番号  
昭和27年 4月10日第15号
- 3 廃止の指定をした道路の延長及び幅員  
延長 99.60メートル 幅員 4.00メートル
- 4 廃止年月日  
令和 6年 1月24日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

## 名古屋市告示第21号

### 名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により併せて公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により縦覧します。

令和 6年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果  
意見書の提出なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市緑政土木局都市農業課

## 名古屋市告示第22号

### 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 の解除

次の者に対して支出する寄附金については、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する要件に該当しなくなったため、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金としての指定を解除します。

令和6年1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

| 要件に該当しなくなった者の名称   | 要件に該当しなくなった者の所在地 | 要件に該当しなくなった日 |
|-------------------|------------------|--------------|
| 特定非営利活動法人たすけあい名古屋 | 名古屋市緑区鳴子町1丁目6番地  | 令和5年7月5日     |

名古屋市財政局税務部税制課

## 名古屋市告示第23号

### 指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により指定した指定納付受託者より、同条第 3項の規定による申出があったため、同条第 4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 6年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 指定納付受託者の名称及び住所

変更前 株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

変更後 株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目 1番 1号

名古屋市財政局財政部資金課

## 土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、小川土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 6年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

### 1 退任役員

|    |       |                        |
|----|-------|------------------------|
| 理事 | 竹川 孝司 | 名古屋市港区小川四丁目13番地        |
| 理事 | 立松 恵二 | 名古屋市港区小川二丁目 1番地        |
| 理事 | 小島 宗春 | 名古屋市港区小川四丁目26番地        |
| 理事 | 小嶋 信夫 | 名古屋市港区小川一丁目 125番地      |
| 理事 | 村瀬 辰男 | 名古屋市港区天目町16番地          |
| 監事 | 山田 政利 | 名古屋市中川区戸田ゆたか二丁目54番地の 2 |
| 監事 | 鬼頭 資典 | 名古屋市港区天目町 3番地の 1       |

### 2 就任役員

|    |       |                        |
|----|-------|------------------------|
| 理事 | 竹川 孝司 | 名古屋市港区小川四丁目13番地        |
| 理事 | 立松 恵二 | 名古屋市港区小川二丁目 1番地        |
| 理事 | 小島 宗春 | 名古屋市港区小川四丁目26番地        |
| 理事 | 小嶋 信夫 | 名古屋市港区小川一丁目 125番地      |
| 理事 | 村瀬 辰男 | 名古屋市港区天目町16番地          |
| 監事 | 山田 政利 | 名古屋市中川区戸田ゆたか二丁目54番地の 2 |
| 監事 | 鬼頭 資典 | 名古屋市港区天目町 3番地の 1       |
| 監事 | 服部 政一 | 名古屋市港区福屋一丁目95番地        |

名古屋市緑政土木局都市農業課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 6年 1月24日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

| 指定番号   | 名 称           | 代表者   | 所 在 地            | 指定年月日       |
|--------|---------------|-------|------------------|-------------|
| 第1604号 | R S T         | 清水 良太 | 愛知県あま市森七丁目12番地12 | 令和 5年12月20日 |
| 第1605号 | (株)廣和<br>水道工業 | 宮田 徳彦 | 名古屋市昭和区円上町 6番22号 | 令和 5年12月20日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 6年 1月24日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

### 事業を廃止した指定給水装置工事事業者

| 指定番号   | 名 称                | 代表者   | 所 在 地                                        | 廃止年月日       |
|--------|--------------------|-------|----------------------------------------------|-------------|
| 第1340号 | 東海住設<br>水道サー<br>ビス | 城野 和敏 | 愛知県豊田市三軒町<br>1丁目32番地13 マ<br>ンションマルカネ<br>202号 | 令和 5年11月30日 |
| 第1389号 | おけじん<br>住設         | 西脇 勉  | 愛知県春日井市坂下<br>町 5丁目1215番地<br>369              | 令和 5年12月20日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

令和 6年 1月24日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

### 指定した指定排水設備工事店

| 指定番号   | 名 称           | 代表者   | 所 在 地            | 指定年月日       |
|--------|---------------|-------|------------------|-------------|
| 第1604号 | R S T         | 清水 良太 | 愛知県あま市森七丁目12番地12 | 令和 5年12月20日 |
| 第1605号 | (株)廣和<br>水道工業 | 宮田 徳彦 | 名古屋市昭和区円上町 6番22号 | 令和 5年12月20日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課



## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 6年 1月24日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

### 事業を廃止した指定排水設備工事店

| 指定番号   | 名 称        | 代表者  | 所 在 地                            | 廃止年月日       |
|--------|------------|------|----------------------------------|-------------|
| 第1389号 | おけじん<br>住設 | 西脇 勉 | 愛知県春日井市坂下<br>町 5丁 目1215番地<br>369 | 令和 5年12月20日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年1月25日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン今池店

名古屋市千種区今池五丁目13番26号

### 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前                   |                |                           | 変更後        |                |      |
|-----------------------|----------------|---------------------------|------------|----------------|------|
| 氏名又は<br>名称            | 代表者の<br>氏名     | 住 所                       | 氏名又は<br>名称 | 代表者の<br>氏名     | 住 所  |
| イオンリテ<br>ールストア<br>(株) | 代表取締役<br>西松 正人 | 千葉県美浜<br>区中瀬一丁<br>目 5番地 1 | 変更なし       | 代表取締役<br>井出 武美 | 変更なし |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前                   |                |                           | 変更後        |                |      |
|-----------------------|----------------|---------------------------|------------|----------------|------|
| 氏名又は<br>名称            | 代表者の<br>氏名     | 住 所                       | 氏名又は<br>名称 | 代表者の<br>氏名     | 住 所  |
| イオンリテ<br>ールストア<br>(株) | 代表取締役<br>西松 正人 | 千葉県美浜<br>区中瀬一丁<br>目 5番地 1 | 変更なし       | 代表取締役<br>井出 武美 | 変更なし |

### 3 変更の日

令和2年3月1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 5年12月25日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 1月25日から同年 5月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 5月27日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスタイル上飯田

名古屋市北区織部町 1番 ほか 4筆

### 2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

1件

### 3 提出された意見の概要

#### (1) 設置者が配慮すべき基本的事項

##### ア 地域住民への適切な説明

(ア) 新設の時は住民説明会をせずに、地元で資料を配布していたのを知っている。それは新型コロナウイルス感染症の影響があったので、仕方がないと思っている。しかしこの時期での変更の説明会は、変更のタイミングが早ければ、その分説明会が早い時期に開催されていたと思うし、それまで説明をしてこないのは誠意にかけると感じた。ダイエーの時代からその体質、姿勢、対応などは変わっていないと感じる。しっかりと地域と向き合ってほしい。

#### (2) 施設の配置及び運営方法に関する事項

##### ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保

のための配慮事項

(7) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 駐車場の必要台数の確保

- (a) 駐車場及び駐輪場の台数変更について、矛盾すると考えるのは、駐車場は28台の減少となっているのに対し、駐輪場は40台の増加となっており、スペースのつり合いが取れないことである。変更しようとする理由について、利用実態に見合った駐車場及び駐輪場運営とするためと記載があるが、開店してからまだ1年半しかたっていない。こんなに短期間で変更を認めるのであれば、当初の新設時の駐車場の台数は過剰で、駐輪場の台数は不足であったのではないか。名古屋市と協議をして、附置義務台数などから算出していると想像するが、その基準がおかしいのではないか。

b 駐車場の位置及び構造等

- (a) 敷地の角に交番があるが、この地域の現状を一番理解している愛知県警と話し合いをしていないのか。警察に聞いていけば、この様なバランスの悪い駐車場と駐輪場にはなっていないのではないか。

c 駐輪場の確保等

- (a) 去年の夏頃から、今回の駐輪場を増やす場所に屋根をかける工事をしており、うるさかったので覚えている。開店時から、駐車場のマスがある場所に自転車が止まっていた。その状態から今回の変更届出まで何もしないのも怠慢ではないのか。駐車場台数と駐輪場台数のバランスが悪いのは開店からで、なぜそれが分かった時点で変更しなかったのか。変更届出をして、利用実態に見合った運営とする時期が遅い。駐車場はすぐに減らすことができないような気がするので、駐輪場を増やす変更届出を昨夏にまず行い、その後駐車場を減らして、駐輪場に屋根をかけて、今の位置にする二段階の変更とするべきではなかったか。実態からすると変更が遅すぎるし、駐車場を減らすことについては、本当に今後でも不足することがなく、大丈夫なのかと考えると変更が早すぎる。

(3) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外の事項

ア この意見書の（表）に（住所）（氏名・団体名）を記入させる様式だが、個人情報保護の観点から、いかがなものか。時代錯誤的であり、匿名でも意見をする事ができるはずと考える。何かの手違いで個人情報などが漏れた場合に、取り返しのつかない事態になることを察していただきたい。

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地であるが、店舗はそよら上飯田ではないのか。当該店舗のホームページによると、全体はそよら上飯田であるという表現となっているので、大規模小売店舗の名称をイオンスタイル上飯田としているのはおかしいのではないか。開店当初からそよらの名称でやっていれば、この店舗のことではない様に見えたり、勘違いすることはないのではないか。看板に大きくそよらと書いているので、何か手続き上で混同させるためにわざと違和感のある名称にしていると勘違いしてしまう。名古屋市のホームページを検索する場合も、そよら上飯田では大規模小売店舗立地法の意見書のページは表示されない。イオンスタイル上飯田としなければ表示されないのは、非常にわかりづらく感じる。

ウ 昨年の 4 月はじめに開店して、夏ごろに駐車場の所に屋根をかける工事をしていた。屋根をかけるということは、新用途が発生し、各種面積が増えると思うが、新設時にギリギリで確認申請をしておいて、しばらくしてから屋根をかけることで、その各種面積を意図的に基準以上にするような細工はしていないか。名古屋市は適切に確認しているのか。

#### 4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5 階）  
北区役所区政部地域力推進室及び守山区役所情報コーナー

#### 5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 1月26日から同年 2月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和6年1月26日懲戒処分に付した。

令和6年1月26日

名古屋市消防局長 半 田 修 広

| 所属・補職<br>(階級)     | 処分の内容 | 処分理由                      |
|-------------------|-------|---------------------------|
| 消防局・消防官<br>(消防士長) | 戒告    | 地方公務員法第29条第1項<br>第1号及び第3号 |